

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の 変更の概要について

平成30年11月5日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

- 1 特定家畜伝染病防疫指針は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- 2 牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「本指針」という。）については、本年度、前回の改正から3年が経過することとなることから、本指針を変更することについて、本年6月、食料・農業・農村政策審議会に諮問した。
- 3 本指針の変更案については、本年8月に開催されたプリオン病小委員会において専門的な見地から議論され、その後、都道府県からの意見を聴取したところ。
- 4 上記の議論及び意見を踏まえた主な変更点及び修文案は別添のとおり。